

令和7年1月20日
国際統括官付

1. 審査方法

審査は、文部科学省国際統括官付が設置するユネスコ未来共創プラットフォーム for 2030 ～UNESCOconnect～事業審査委員会(以下「審査委員会」という。)において書類選考を実施する。また、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出や、プレゼンテーションを求めることもある。

2. 評価方法

評価は、企画提案ごとにそれぞれ「絶対評価」にて行うものとする。各審査委員は、4. に示す評価項目ごとに5. に示す評価基準に基づき点数化する。各委員の合計点を平均した点数がその企画提案の評価点となる。

3. 採択案件の決定方法

評価点が満点の7割を超えることを合格最低基準とし、これを下回る者は採択しない。評価点が合格最低基準点以上の者の中から、原則として最も得点の高い者を採択するものとする。各評価項目の得点合計が最も高い者が複数いた場合には、委員会で議論し、委員会の総意として得点合計もしくは優劣を決定する。採択件数は公募時点の予定件数であり、審査委員会の決定により増減する場合がある。

4. 評価項目

(1) 事業内容に関する評価

- ① 本事業の趣旨をよく理解し、計画が具体的に設定され、実現性・妥当性があること。
- ② 事業推進の方法・内容等が具体性・適正性・効率性に優れていること。
- ③ 事業の主要な業務を競争参加者が実施する計画となっていて、再委託先等に任せ過ぎていないこと。
- ④ 不要な経費が計画に入っていないこと。経費の設定(特に人件費、謝金、旅費)が妥当であること。全体経費のうち再委託費が大部分を占めていないこと。

(2) 事業実施主体に関する評価

- ① 事業実施に必要な人員・組織体制が整っていること。
- ② 業務管理を適切に遂行できる体制を有していること。
- ③ 【(1) ユネスコ未来共創プラットフォームの運営】ユネスコを含む幅広い関係者が参画する会議やイベント等の運営に係るノウハウ及び実績を有していること。
【(2) ユースによるユネスコ活動活性化支援】ユースを対象とした研修会や交流

- 会等の企画・運営に係るノウハウ及び実績を有していること。
④財務状況の評価により経営基盤が確立していること。

(3)ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定または内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

参考：評価項目と提出資料の対応について

| 評価項目 | 評価の根拠とする資料及び項目等 |
|------|--------------------|
| (1)① | 企画提案書 1,2,3. |
| (1)② | 企画提案書 1,2,3. |
| (1)③ | 企画提案書 3. |
| (1)④ | 企画提案書 3. |
| (2)① | 企画提案書 2(1),(2),(3) |
| (2)② | 企画提案書 2(1), (2) |
| (2)③ | 企画提案書 2(2),(4) |
| (2)④ | 団体の概要がわかる資料 |
| (3) | 団体の概要がわかる資料 |

5. 評価基準

(1)「4 (1) 事業内容に関する評価」及び「4 (2) 事業実施主体に関する評価」に係る評価基準は以下の5段階とする。また、審査項目については、その重要性に鑑み、項目ごとに係数を掛けて評点に重み付けをする。

| 評価基準 | 評価 | 点数換算 |
|------|---------|------|
| A | 大変優れている | 5点 |
| B | 優れている | 4点 |
| C | 普通 | 3点 |
| D | やや劣っている | 2点 |
| E | 劣っている | 1点 |

(2) 評価項目の「(3)ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」については以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。

なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

○えるぼし認定等(女性活躍推進法)

- ・認定段階1(労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと) = 1. 7点
- ・認定段階2(労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと) = 2. 5点
- ・認定段階3 = 3. 3点

- ・プラチナえるぼし認定=5点
- ・行動計画策定済(女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務が無い事業主(常時雇用する労働者の数が100人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)=0.8点
- 次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)
 - ・くるみん認定①(平成29年3月31日までの基準)(次世代法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。)による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定)=1.7点
 - ・トライくるみん認定=2.5点
 - ・くるみん認定②(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準)(次世代法施行規則の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。)による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定(ただし、①の認定を除く。))=2.5点
 - ・くるみん認定③(令和4年4月1日以降の基準)(令和3年改正省令による改正後の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定)=2.5点
 - ・プラチナくるみん認定=5点
- 青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定
 - ・ユースエール認定=3.3点
- 上記に該当する認定等を有しない=0点

| 評価項目 | 係数 | 評価基準 | | | | |
|------|-----|--|----|---|---|---|
| | | A | B | C | D | E |
| (1)① | 3.0 | 15 | 12 | 9 | 6 | 3 |
| (1)② | 3.0 | 15 | 12 | 9 | 6 | 3 |
| (1)③ | 1.0 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| (1)④ | 1.0 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| (2)① | 3.0 | 15 | 12 | 9 | 6 | 3 |
| (2)② | 2.0 | 10 | 8 | 6 | 4 | 2 |
| (2)③ | 2.0 | 10 | 8 | 6 | 4 | 2 |
| (2)④ | 1.0 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| (3) | — | 以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。 ○えるぼし認定等(女性活躍推進法) <ul style="list-style-type: none"> ・認定段階1(労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと)=1.7点 ・認定段階2(労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと)=2.5点 ・認定段階3=3.3点 ・プラチナえるぼし認定=5点 | | | | |

| | | |
|--|--|---|
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務が無い事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ））＝0.8点 ○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業） <ul style="list-style-type: none"> ・くるみん認定①（平成29年3月31日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定）＝1.7点 ・トライくるみん認定＝2.5点 ・くるみん認定②（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、①の認定を除く。））＝2.5点 ・くるみん認定③（令和4年4月1日以降の基準）（令和3年改正省令による改正後の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定）＝2.5点 ・プラチナくるみん認定＝5点 ○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定 <ul style="list-style-type: none"> ・ユースエール認定＝3.3点 ○上記に該当する認定等を有しない＝0点 |
|--|--|---|

6. 審査関連情報の開示・公開等

審査委員会及びその会議資料は、審査の円滑な遂行確保の観点から非公開とする。審査の結果、採択された事業の申請団体及び事業名称は、文部科学省ホームページにおいて公開するものとする。

7. その他

本事業の追加公募を行う場合に、先の募集にて不採択となった提案について、企画書の内容を加筆修正の上再提出がなされた場合には、再度審査対象として扱うことができる。